

決議案第7号

地域公共交通政策の推進を求める意見書について

標記の件につき、別紙のとおり天理市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成22年12月20日提出

天理市議会議員	三	橋	保	長
〃	飯	田	和	男
〃	岡	部	哲	雄
〃	寺	井	正	則
〃	加	藤	嘉	久次
〃	榎	堀	秀	樹

地域公共交通政策の推進を求める意見書

現在、国土交通省では、「交通基本法の制定と関連施策の充実」にむけた基本的な考え方を示し、移動権の保障と支援措置の充実や成熟社会にふさわしい持続可能な新しい交通体系の構築にむけて取り組もうとしているが、その中で、住民、自治体、交通企業などの地域の関係者が望ましい姿を共有し、その実現にむけた持続可能な方策を構築することや、国の補助制度を充実するとともに、可能な限り地域の協議会の自主的な取り組みに対して一括交付する仕組みなどを通じて地域公共交通の維持、再生、活性化をめざしている。

このように、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な移動する権利を保障するため、新たな法律の枠組みづくりを目的に、交通基本法（仮称）の制定準備が進められている。

そして、移動権の保障に加えて、少子・高齢化、過疎化など厳しい社会環境の変化の中、福祉や環境、まちづくりに配慮した持続可能な社会づくりに、鉄道やバス、タクシーなどの公共交通が果たす役割はますます重要になっている。

政府においても、こうした分野への予算の重点配分をさらに進める必要があるが、厳しい財政状況の中にあって、今ある資産の有効活用は非常に大切な政策課題であり、その一つとして、鉄道建設・運輸施設整備支援機構内に存在する「剰余金」の存在が注目されている。

しかし、この資金は特定の目的をもって造成されたものであり、さらには地域の公共交通を維持・再生し、活性化していくことはあらゆる活動の基礎であることから、国民の移動を保障し、福祉、環境にやさしい交通政策を推進するための資金としても活用されるべきものである。

よって、国におかれては、交通基本法（仮称）の趣旨に則り、交通環境整備のための施策充実に有効活用をはかることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月20日

天 理 市 議 会